

【緊急声明】 アメリカ合衆国とイスラエルによるイランへの大規模軍事攻撃に抗議し、相互の軍事行動の停止を求めるとともに、日本政府が国際法を尊重し平和的解決のため行動することを強く求める

アメリカ合衆国とイスラエルは、2026年2月28日にイランに対して一方的な軍事攻撃を開始した。これは、加盟国が他国への武力による威嚇、武力の行使を禁じた国際連合憲章第2条4項に明確に違反するものであり、国際社会がつくってきた国際法に基づく秩序を崩壊させる行動である。歴史科学協議会は、今回のアメリカ合衆国とイスラエルによるイランに対する民間施設や学校などを含む大規模な軍事攻撃を断固として非難する。両国は即時にイラン攻撃を中止すべきである。

また、イラン政府も、この攻撃への報復として行っている周辺諸国や海峡・船舶に対する攻撃を中止しなければならない。いかなる理由があっても、民間人、民間施設への攻撃は正当化されない。イラン政府は、核開発問題をはじめとする国際社会の懸念を払拭するよう取り組みを継続するとともに、国内における民主化への動きを暴力的に排除すべきではない。

日本は、「武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と憲法で誓った国である。私たちは、今こそ、日本政府が日本国憲法と国際法尊重の立場から、アメリカ合衆国とイスラエルに対して軍事行動を中止するように明確に伝えるとともに、関係諸国と協力して平和的解決に向けた取り組みを推進するように強く求める。

2026年3月18日
歴史科学協議会 理事会・全国委員会